

歯科からのご案内

◆ 当院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生（支）局に届出を行っています。

■ 歯科外来診療医療安全対策加算1

当院には、医療安全対策に関する研修を受けた歯科医師及び医療安全管理者を配置、自動体外式除細動器（AED）を保有し、緊急時の対応及び医療安全について十分な体制を整備しています。

■ 歯科外来診療感染対策加算1

当院では、院内感染管理者を配置しており、院内感染防止対策について十分な体制を整備しています。

■ 歯科治療時医療管理料

患者さんの歯科治療にあたり、医科の主治医や病院と連携し、モニタリング等、全身的な管理体制を取ることができます。

当院では、歯科治療中に緊張等によるショックなどの症状に対応するため、当院の医師や岩手医科大学付属病院（電話番号：019-613-7111）と連携して治療に取り組んでいます。

● 当院個人情報保護法を順守しています。

問診表、診療録、検査記録、エックス線写真、歯型、処方せん等の「個人情報」は、別掲の利用目的以外には使用しません。

● 新しい義歯（取り外しできる入れ歯）を作るときの取り扱い

新しい義歯を保険で作る場合には、前回製作時より6カ月以上を経過していなければできません。他の歯科医院で作られた義歯の場合も同様です。

● 当院では診療情報の文書提供に努めています。